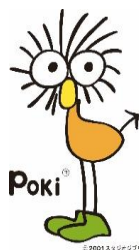


令和7年第4回市議会定例会前の記者会見

【日時】 令和7年11月20日(木)午後2時から

【場所】 三鷹市役所3階 議場棟 協議会室



三鷹市

目 次

	ページ
1 三鷹まると博物館条例の制定	1
2 三鷹市公契約条例の制定	2
3 三鷹市組織条例の一部改正 ～第5次三鷹市基本計画の各施策の更なる推進と事務処理の適正化を図る体制の充実強化～	3
4 三鷹で働く！ 組織力と防災力の強化 ～都内初、独自の支援策で若手職員の市内居住を促進～	4
5 市内病院への緊急支援	5
6 連雀中央公園における水遊び施設の整備	6
7 小・中学生向けスポーツイベントの開催 ～渡邊・諸岡選手による車いすバスケ体験と荻村伊智朗杯卓球大会～	7
8 戦後80年平和事業	8

1 三鷹まると博物館条例の制定

1 条例制定の目的、背景

三鷹市では、まち全体を博物館として捉え、三鷹固有の文化遺産の調査・研究及び保存・活用を図るとともに、新たな文化遺産を発掘・発見する多拠点型の活動である「三鷹まると博物館」事業に取り組んでいます。令和6年度には『三鷹まると博物館に関する基本的な考え方』を策定しており、これに基づき、事業の目的や理念、運営方針等を明確にするため、条例の制定に取り組めます。

2 条例制定の効果

- (1) 三鷹のまちに点在する固有の文化遺産について、市民が身近に体感し、三鷹をふるさと思う気持ちを深め、未来に向けて継承していくことにより、市民の学びの向上や文化の発展、市民との協働、観光振興、コミュニティ創生等が期待できます。
- (2) 三鷹まると博物館の対象領域及び取り組みの方向性が明確になり、計画的かつ効果的な施策展開につなげます。また、多拠点型の博物館としての視点や、能動的な学びの視点から新しい施策展開を着実に進めることができます。
- (3) 博物館法に基づく登録博物館を目指すことで、より多くの市民に三鷹の文化遺産の魅力が伝えられ、補助金を活用した事業実施の可能性が高められます。

3 条例等の特徴

- (1) 都内初のまち全体を対象とした博物館として、博物館法に基づく登録博物館を目指します。
- (2) 地域に点在する文化遺産を様々な拠点で展示し、市内を巡回して多くの市民の元に届ける活動、文化遺産を自らの足で発見する活動、文化遺産を過去の閉じた出来事としてのみ扱うのではなく、能動的な参加と学びにより、現代社会との関係を動的に捉えるための活動を行います。これらを「行動する博物館」活動と位置付けます。
- (3) 三鷹まると博物館には、館長と専門的な助言を行うアドバイザー、学芸員、事務員を設置し、市民と協働により事業を運営します。
- (4) 市内の見どころを歩いて訪ねるための「三鷹まると博物館デジタルマップ」、市域の地形や街並みの変遷が解る「プロジェクトマップ」、三鷹の魅力を遊びながら学ぶ「三鷹まると博物館かるた」、地域の歴史を深掘りした「三鷹エコミュージアム研究『みいむ』」の刊行など、現在も多様な取り組みを行っており、条例制定を契機として一層の充実を図ります。

4 施行期日

令和8年4月1日



三鷹まると博物館ロゴマーク

2 三鷹市公契約条例の制定

1 条例制定の目的、背景

自治体が提供する公共サービスは、社会インフラの整備、公共施設の維持管理に関する委託業務など、自治体が発注する多様な公共調達により成り立っています。これら公共調達にかかる契約（公契約）の質の確保が、公共サービスの質につながることから、これまでも市の発注に当たっては、公契約の適正な履行に向けて継続的に取り組んできました。

一方で、現在は担い手不足や物価高騰など、事業者や公共サービスの従事者を取り巻く環境も変化してきています。

三鷹市ではこのような状況の中、今後の公共サービスの質の確保及び向上を目指し、事業者の経営環境への配慮及び公契約に携わる労働者の処遇への配慮を定める『公契約条例』の制定に取り組めます。

2 条例の内容

これまでの検討結果から、三鷹市の目指す条例では、「事業者支援の取り組みを推進すること」「公契約に従事する労働者の適正な労働環境整備が図られること」「公契約の適正な履行が確保されること」の3点を基礎とし、必要な規定の整理を行いました。

(1) 主な規定

事業者の経営環境に配慮した取組の推進、適正な労働環境確保などの基本方針、市及び受注者の責務、労働報酬下限額、審議会の設置等

(2) 他市・区の状況

2025年時点で都内20自治体が条例を制定しています。そのうち15自治体が区部で、市部では多摩市、国分寺市、日野市、東村山市、立川市が条例を制定しています。

(3) 三鷹市の条例の特徴

市の責務として事業者支援を明確化したことに加えて、制度の運用について事業者及び労働者からの申立てを可能としています。

3 スケジュール

令和7年12月 条例議案提出

令和8年 4月 条例の一部施行（三鷹市公契約審議会の設置等）

令和9年 4月 条例の全部施行（対象となる契約への適用）

3 三鷹市組織条例の一部改正

～第5次三鷹市基本計画の各施策の更なる推進と事務処理の適正化を図る体制の充実強化～

1 組織改正の目的

令和8年度は、第5次三鷹市基本計画の計画期間の折り返しを迎え、重点施策を中心にスピード感を持って進めるとともに、市役所業務の基礎となる事務処理の適正化を図るため、新たな推進体制の構築や分掌事務の再編を行い、柔軟で機動的な組織運営を目指します。

2 組織改正の概要

(1) 課の新設・改称等

ア 企画部

戦後80年の節目を契機に「創る平和」の視点に加えて、国際交流を含め、平和施策を一体的に推進するとともに、男女平等参画等を含めた人権施策のきめ細かな対応を図るため、企画経営課から平和・人権・国際化推進係を分離し、「平和人権課」を新設します。

イ 総務部

適正事務管理制度の組織上の推進体制を明確にするとともに、適正な事務執行に向けた更なる取組の集中的かつ強力な推進を図るため、政策法務課から適正事務推進担当を分離し、法務監直轄の課相当の臨時組織として「適正事務推進室」を新設します。

ウ スポーツと文化部

三鷹市史の編さん事業の本格化に向けて推進体制を整備するため、生涯学習課から市史編さん担当を分離し、課相当の臨時組織として「市史編さん室」を新設します。

エ 子ども政策部

児童青少年課の名称を「子ども・若者政策課」に改め、部の筆頭課とします。

(2) 係（担当）の新設

『コミュニティ推進計画2027』に基づき、住民協議会等の活動支援の一層の充実化に向けて、事務局機能の法人化を進めるため、生活環境部コミュニティ創生課に担当を新設します。

(3) 事務の追加・移管等

ア スポーツと文化部

『三鷹まると博物館条例』の制定に伴い、生涯学習課の分掌事務に「三鷹まると博物館に関する事務」及び「博物館の設置、管理及び廃止に関する事務」を追加します。

また、博物館や文化財保護に関する事務について、文化行政と一体的に市長部局で推進するため、『三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例』の一部改正を行い、教育委員会の事務の補助執行として対応していた「文化財の保護に関すること」を市長の職務権限として対応することとします。

イ 子ども政策部

部の各種調整に係る事務等を子ども・若者政策課に移管するほか、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、分掌事務に追加します。

3 施行期日

令和8年4月1日

【担 当】 企画部企画経営課 電話：0422-29-9031

4 三鷹で働く！ 組織力と防災力の強化

～都内初、独自の支援策で若手職員の市内居住を促進～

1 目的と背景

三鷹市では「ライフ・ワーク・バランス」の推進をはじめ、働き方改革を進めてきました。

近年、行政課題は高度化・複雑化し、今後の人口構成の変化も踏まえた行政ニーズの多様化に的確に対応するためには、職員の資質の向上や人財確保による職員体制の強化が必要です。

一方で、少子化や新卒者の減少から、官公庁間や民間企業との人財獲得競争がより一層激化しています。そのため、市独自の魅力を創出し、これをアピールすることで、選ばれる組織で在り続けることが喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応するため『三鷹市職員の給与に関する条例』を改正し、人財確保及び市内居住支援策として、三鷹市独自に市内居住者の住居手当を増額します。これにより、市内居住の選択を後押しし、通勤に係る時間やストレスの軽減、地域活動等を通じて三鷹への愛着の醸成を図ります。また、市内に居住する職員が増えることで、災害等緊急時の組織力及び防災力の強化につなげます。

2 見直しの内容

◆住居手当支給額（月額）

年齢	市内借家居住者	市外借家居住者	東京都支給額
27 歳まで	<u>40,000 円</u> ※ ¹	30,000 円※ ²	30,000 円※ ²
28 歳～32 歳	<u>26,000 円</u> ※ ¹	15,000 円（現行どおり）	15,000 円
33 歳～34 歳	15,000 円（現行どおり）		15,000 円

※1：三鷹市独自の住居手当支給額（市内借家居住者の支給額増額は都内初）

※2：令和7年東京都人事委員会勧告を踏まえた住居手当支給額

3 スケジュール

令和7年12月 条例議案提出

令和8年4月 施行

4 職員の現状と目標値

(1) 現状

※各年度4月1日時点の数値

	職員数	市内居住者	近隣市居住者	その他
令和5年度	1,046 人	222 人 (21.2%)	384 人 (36.7%)	440 人 (42.1%)
令和6年度	1,057 人	241 人 (22.8%)	388 人 (36.7%)	428 人 (40.5%)
令和7年度	1,073 人	251 人 (<u>23.4%</u>)	420 人 (39.1%)	402 人 (37.5%)

(2) 目標値

市内居住率 30%以上

【担 当】 総務部職員課 電話：0422-29-9166

5 市内病院への緊急支援

1 支援の目的、背景

地域医療を支える病院は、平時の地域医療や災害時における医療拠点としての機能を有するとともに、市の健康福祉施策を進めるうえで欠かせない医療資源となっています。

一方で、昨今の物価高騰と診療報酬改定（※）との乖離や、医師・看護師等の人材確保の難しさなどにより、病院の経営は非常に厳しい状況です。

こうした状況を踏まえ、市民の健康維持や安全安心な暮らしに向けて、市内病院への緊急支援を行います。

※2年に1回見直しが行われる（前回は令和6年度に実施）。

2 支援内容

(1) 病院全体への支援

市内の入院病床を有する病院への支援。病床数×290円×365日（上限1,000万円）

＜対象病院＞

杏林大学医学部附属病院、三鷹中央病院、野村病院、東京国際大堀病院、井之頭病院、長谷川病院

(2) 二次救急医療機関への支援

二次救急医療を行う病院に対して1,000万円を交付。

＜対象病院＞

杏林大学医学部附属病院、三鷹中央病院、野村病院

(3) 三次救急医療機関への支援

三次救急医療を行う病院に対して1,000万円を交付。

＜対象病院＞

杏林大学医学部附属病院

3 スケジュール

令和7年12月 補正予算計上

令和8年1月 交付申請

令和8年2月 交付決定

【支援のイメージ】

4 経費（補正予算計上額）

【歳出】物価高騰対策医療機関

支援事業費 93,599千円

三次救急病院

1,000万円

二次救急病院

1,000万円

病院全体

病床数に1日当たり290円×365日を
乗じた額を交付（上限1,000万円）

6 連雀中央公園における水遊び施設の整備

1 事業の目的、背景

近年、気候変動により記録的な猛暑日が増加し、夏に公園で遊ぶ子どもたちが減少している状況を踏まえ、三鷹市では、熱中症対策の一環として、市立公園等へのミスト設備の設置を進めています。さらなる取り組みと夏場の子どもの遊び場を確保する観点から、連雀中央公園内に水遊びができる施設を整備します。

2 設計時の取り組み

今年度の設計にあたり、近隣保育園の保育士へのヒアリングや三鷹市ホームページでの意見募集を実施しました。「樹木をあまり伐採しないで欲しい」「下流にもシャワーを設置して欲しい」「道路際には設置しないで欲しい」といったご意見をいただき、設計に反映しました。

3 概要

(1) 設置場所

連雀中央公園（上連雀六丁目 14 番 1 号）

(2) 整備する水遊び施設

上流と下流に円形の水盤を設置し、上流水盤から水が 9 m の水路を通り、下流の水盤へ流れる構造です。上流には立水栓とシャワー、下流にはシャワーを設置し、ボタン式で随時、水道水が給水される仕組みで、衛生面に配慮しています。また、施設の周囲にはゴムチップ舗装を整備し、安全面にも配慮しています。

(3) 整備スケジュール

令和 8 年 2 月	契約
3 月	着工
8 月中旬	運用開始



施設イメージ

4 経費（補正予算計上額）

【歳出】都市公園整備事業費	24,200 千円
【債務負担行為】水遊び施設整備事業（期間：令和 8 年度）	36,300 千円

7 小・中学生向けスポーツイベントの開催

～渡邊・諸岡選手による車いすバスケット体験と荻村伊智朗杯卓球大会～

1 車いすバスケットボール体験会

(1) 事業の目的

三鷹市職員であり、パリ 2024 パラリンピック競技大会日本代表として活躍した渡邊優衣選手と、三鷹市立東台小学校出身で、2023 年度男子次世代強化指定選手の諸岡晋之助選手を講師に迎え、市内在住・在学の小・中学生を対象に体験会を開催し、障がい者スポーツの推進を図ります。



渡邊 優衣 選手

(2) 事業の内容

日時：令和 7 年 11 月 23 日（日）午後 2 時～午後 3 時 30 分
会場：SUBARU 総合スポーツセンター（サブアリーナ）
対象：市内在住・在学の小学 3 年生～中学 3 年生
内容：競技用車いすの基本操作、シュート練習、ミニゲームなど
主催：三鷹市、三鷹市スポーツと文化財団、日本生命武蔵野支社
※申し込みは締め切り済み。



諸岡 晋之助 選手

2 第 1 回三鷹市荻村伊智朗杯卓球大会

(1) 事業の目的、背景

荻村伊智朗氏（1932～1994 年）は、三鷹ゆかりの卓球選手として、世界選手権で 12 個の金メダルを獲得、選手引退後は海外で卓球を指導し、世界チャンピオンを育成しました。また、日本卓球協会常任理事として、世界選手権名古屋大会への中国の参加復帰に尽力し、当時緊張状態にあったアメリカと中国との関係を緩和するきっかけを作ったことから、その活躍は「ピンポン外交」と呼ばれました。

三鷹市では、荻村伊智朗氏の功績をたたえ、小・中学生を対象にした卓球大会を開催します。開会式では、ソウルオリンピック金メダリストで前台湾ナショナルチームコーチの偉関晴光氏と、アトランタ・アテネのオリンピック日本代表で ITS 三鷹コーチの遊澤亮氏による卓球講習会を行います。



荻村 伊智朗 氏

(2) 事業の内容

日時：令和 7 年 12 月 14 日（日）午前 9 時開場
会場：SUBARU 総合スポーツセンター（メインアリーナ）
対象：三鷹、武蔵野、府中、調布、小金井、国分寺、国立、狛江、西東京のいずれかの市に在住・在学の小・中学生（各市卓球連盟加盟団体に所属する小・中学生も参加可）
実施種目：中学生の部、小学生の部（男子・女子シングルス）
申込：令和 7 年 12 月 8 日（月）
参加費：無料

【担 当】 スポーツと文化部スポーツ推進課 電話：0422-29-9863

8 戦後 80 年平和事業

1 事業の目的、背景

令和 7 年度は、戦後 80 年の節目に合わせ、戦争の記憶と平和への願いを次世代に継承するため、武蔵野市との連携事業のほか、多彩な取り組みを実施しています。

2 主な事業内容

(1) 中学生長崎市平和交流派遣事業

令和 7 年 7 月 29 日～31 日に市内の中学生 16 人を長崎市へ派遣し、原爆資料館などの見学や被爆者講話、現地中学生との交流を通じた平和学習を行いました。11 月 30 日（日）午前 9 時 30 分より元気創造プラザ生涯学習センターホールで派遣報告会を開催します。

(2) 武蔵野市との連携事業

ア 戦跡等を紹介する特設サイト「武蔵野・三鷹 平和まちあるき（仮称）」の開設

戦時下に航空機エンジンの開発拠点だった中島飛行機を中心に、両市に残る戦争遺跡や、戦後設けられた平和を願うモニュメント等を紹介し、まち歩きを通じて平和について学べる特設サイトを共同制作します。（令和 8 年 3 月公開予定）。

イ 戦跡フィールドワーク講座

毎年好評を得ている講座を初となる 2 市共同で開催し、地域の歴史的特性を踏まえた内容で実施します。第 1 回を 11 月 3 日に国際基督教大学構内で開催したほか、12 月 7 日（日）に武蔵野市内、3 月に井の頭自然文化園周辺で開催予定です。

(3) 『三鷹市における平和施策の推進に関する条例』の一部改正の検討

平成 4 年に制定された同条例を一部改正し、積極的平和や「創る平和」の観点から、「三鷹市平和の日」の制定や「三鷹市平和文化功労者」の顕彰等を通して、平和について自らができることを考え、行動する意識が根付くよう、平和文化の振興を図ります。

この改正に向けて、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた検討委員会」を計 3 回開催しました。検討委員会において、関係団体への意見聴取と市民意見の募集を踏まえて市の基本的な考え方を策定しました。令和 7 年 12 月からパブリックコメントを実施し、令和 8 年第 1 回定例会での議案提出を目指します。



国際基督教大学



武蔵野中央公園